受注型企画旅行取引条件書(お申込みのご案内)

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1、受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するもので、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、 「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいい ます。

2、旅行のお申込み

- (1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し 契約を申込みをしようとするお客様は、所定の 申込書に所定事項を記入の上、当社が別に定め る金額を添えてお申込み下さい。
- (2)当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項に規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。。
- (3)受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を 必要とするお客様は、契約の申込時にお申しれ 下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれ に応じます。なお、お客様からのお申し出な で、当社がお客様のために講じた特別な措置 で要する費用は、お客様の負担とします。 (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者のの代表として契約責任者から旅行申込みるのの代表として契約責任者が有している日きなでに関する名簿任者が有してめる日きます。契約責任者がが有してめる日きます。契約責任者がが自己される日きます。当社は、当、務社にご提出いたで現すにで務けれる情報では、明れては、何に妻約責任者が団体・いては、何に契約責任者が団体・いては、所行開始後におが選任した構成者を対していた、当、格が選任した構成者を入かします。

3、旅行契約の成立時期

- (1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し 契約を申込みをしようとするお客様は、所定の 申込書に所定事項を記入の上、当社が別に定め る金額を添えてお申込み下さい。
- (2)お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとしませ
- (3)通信契約は、本項(2)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合旅行条件は、当該書面を交付した時に成立するものとします。 (5)申込金は、旅行代金(その内訳として金額が
- (5)申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。)又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4、契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及び企會書面等、旅行代金の領収書、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。
- (3)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、 旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その 他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を 記載した書面(以下「契約書面」という)をお 客様にお渡しします。
- (4)契約書面に、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、当該確定書面において利用予定の宿泊機関の名称を記載し上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に契約の申込がなされた場合ににあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。
- (5) 本項(4) の場合において、手配状況の確認を 希望されるお客様からのお問合せがあった時 は、確定書面の交付前であっても当社は迅速か つ適切にお答え致します。

(6) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し 旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範 囲は、当該確定書面に記載するところに特定さ れます。

5、旅行代金のお支払い

旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面 に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当 社が定める日までにお支払いいただきます。

6、旅行代金の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その差額だけ旅行代金を増額なは減額することがあります。ただし、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのす。15日目に当たる日より前に通知します。
- (2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により 旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場 合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事 由によらず当該利用人員が変更になったとき は、契約書面に記載したところにより旅行代金 の額を変更することがあります。

7、契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、当社が特定旅客層を対象とした旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たさない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2)原則として 18 歳未満の方が単独の場合は、 親権者の同意が必要です。15 歳未満の方は保護 者の方とのご同行を条件とさせていただく場 合があります。
- (3) 旅行者のご都合により、旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。 (4) その他当社の業務上の都合で、申込みをお断りする場合があります。

8、旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービメ程供その他の当社の関与し得ない予滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらでしめ速やかに当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型ます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9、お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきませ
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

10、お客様の解除権

- (1)お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- (2)当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も企画書記載の取消料をいただきます。
- 消料をいただきます。
 (3)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 ア、契約内容が変更されたとき。ただし、その
- ア、契約内容が変更されたとき。たたし、その 変更が別表に掲げるものとその他の重要な ものであるときに限ります。
- イ、旅行代金が増額されたとき。(お客様から 契約内容の変更の求めがあった場合を除き ます。)
- ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等 の旅行サービスの中止、官公署の命令その他 の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が 不可能となり、又は不可能となるおそれが極 めて大きいとき。
- エ、当社がお客様に対し、期日までに、確定書 面をお渡ししなかったとき。
- オ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面

- に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (4)当社は本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の企画料金または取消料を差し引いた差額を払戻します。また、本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。(5)旅行契約の立後にお客様のご都合で出発日
- (a) 旅行 実利 成立 後にお各様のこ 都 音 で 田 発 日 を変更された場合は、取消後に再予約を行うこ ととなり、本項 (1) の取消料の対象となります。
- (6)旅行開始後において、お客様のご都合により 旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お 客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいた しません。
- (7) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行供のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約金その他のすない又はこれから支払いなければならを様に支払い又はこれから支払わなければなな客様に払戻します。

11、当社の解除権

- (1)お客様が第4項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める企画料金又は取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。
- (2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に 理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解 除することがあります。
- ア、お客様が病気、必要な介助者の不在その他 の事由により、旅行に耐えられないと当社が 認められるとき。
- イ、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を 超える負担を求めたとき。
- ウ、スキーを目的とする旅行における必要な 降雪量などの旅行実施条件であって、契約の 締結の際に明示した条件が成就しないおそ れが極めて大きいとき。
- エ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等 の旅行サービスの中止、官公署の命令その他 の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が 不可能となり、又は不可能となるおそれが極 めて大きいとき。
- オ、通信契約を締結した場合であって、お客様 の有するクレジットカードが無効である等、 旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携 会社のカード会員規約に従って決済できな いとき。
- カ、お客様が、他の旅行者に迷惑を及ぼし、又 は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれが あるとき。
- キ、お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力 団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その 他の反社会的勢力であると認められるとき。 ク、お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、 不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動 若しくは暴力を用いる行為とはこれらに準 ずる行為を行ったとき。お客様が、他の旅符 者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実 施を妨げるおそれがあるとき。
- ケ、お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- コ、その他当社の業務上の都合があるとき。 (3)当社は、次に掲げる場合において、お客様に 理由をご説明して、旅行開始後に旅行契約を解 除することがあります。
 - ア、お客様が病気、必要な介助者の不在その他 の事由により、旅行に耐えられないと当社が 認められるとき。
 - イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施する ための添乗員その他の者による当社への指 示への違背、これらの者又は同行する他の旅 行者に対する暴行又は脅迫などにより団体 行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑 な実施を妨げるとき。契約内容に関し合理的 な範囲を超える負担を求めたとき。
- ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等 の旅行サービスの中止、官公署の命令その他 の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が 不可能となり、又は不可能となるおそれが極

めて大きいとき。

- エ、お客様が第 11 項(2) キ、ク、ケのいずれ
- かに該当することが判明したとき。 (4) 本項(3)の場合において、当社は、旅行代金 のうち旅行サービスの当該受領することがで きなくなった部分に係る金額から旅行サービ スに対して、取消料、違約金、その他の既に支 払い、又はこれから支払わなければならない費 用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によ るものでないときに限ります。) を差し引いた ものをお客様に払戻しします。

12、旅行代金の払戻し

- (1) 当社は第 6 項、第 10 項 (1) \sim (4)、(6)、第 11 項の規定により、お客様に払い戻すべき金額が 生じたときは、旅行開始前の解除による払戻し にあっては解除の翌日から起算して7日以内に、 減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあ っては契約書面に記載した旅行終了日の翌日 から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金 額を払戻します。
- (2)本項 (1)の規定は第16項又は第19項で規定 するところにより、お客様又は当社が損害賠償 請求権を行使することを妨げるものではあり ません

13、契約解除後の帰路手配

当社は,、第11項(3)ア又はウの規定によって 旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客 様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発 地、解散地等に戻るための必要な旅行サービス の手配を引き受けます。この場合に要する一切 の費用は、お客様の負担とします。

14、旅程管理と添乗員等

- (1)当社は、お客様の安全かつ円滑な実施を確保 することに努力し、お客様に対し次に掲げる業 務を行います。ただし、お客様と当社がこれと 異なる特約を結んだ場合には、この限りではあ りません。
 - ア、お客様が旅行中、旅行サービスを受ける ことができないおそれがあると認められる ときは、旅行契約に従った旅行サービスの提 供を確実に受けられるための必要な措置を 講ずること
 - イ、アの措置を講じたにもかかわらず、旅行 契約の内容を変更せざるを得ないときは、代 替旅行サービスの手配を行うこと。この際、 旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日 程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものと なるよう努めること、また、旅行サービスの 内容を変更するときは、変更後の旅行サービ スが当初の旅行サービスと同様のものとな るよう努めること等、契約内容の変更を最小 限にとどめるよう努力すること。
- (2)当社は、旅行中にお客様が、疾病、傷害等に より保護を要する状態にあると認めたときは、 必要な措置を講ずることがあります。この場合 において、これが当社の責に帰すべき事由によ るものでないときは、当該処置に要した費用は お客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が 指定する期日までに当社の指定する方法でお 支払いいただきます。
- (3) 本項(1)の業務は、添乗員が同行する旅行は 添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員 又は現地において当社が手配を代行させるも の(以下「手配代行者」といいます。)が行いま +
- (4)添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時ま でとします。

15、当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間におい て、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円 滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又 は手配代行者等を含みます。) の指示に従って いただきます

16、当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又 は手配代行者が故意又は過失によりお客様に 損害を与えたときは、その損害を賠償します。 但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に 当社に通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊 機関等の旅行サービス提供の中止、 官公署の命 令その他の当社又は当社の手配代行者の関与 し得ない事由により損害を被ったときは、本項 (1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を 負うものではありません。
- (3)当社は、手荷物について生じた損害について は、損害発生の翌日から起算して、国内旅行に あっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限 り、お客様おひとりにつき 15 万円を限度(当社 に故意又は重大な過失がある場合を除きます。) として賠償します。

17、特別補償

当社は、お客様が受注型企画旅行参加中に、急 激かつ偶然な外来の事故により生命、身体また は手荷物に被った一定の損害について、旅行業

約款特別補償規定により、死亡補償金として海 外旅行 2500 万円、国内旅行 1500 万円、入院見 舞金として入院日数により海外旅行4万円~40 万円、国内旅行2万円~20万円、通院見舞金と して通院日数により海外旅行2万円~10万円、 国内旅行1万円~5万円、携行品に係る損害補 償金として15万円を限度(ただし、1個又は1 対についての補償限度は、10万円です。)とし て支払います。但し、現金、クレジットカード、 貴重品その他「特別補償規定」第 18 条 2 項に 定める品目についてはお支払いしません。なお、 当該企画旅行日程において、お客様が当社の手 配に係る旅行サービスの提供を一切受けない 日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた 事故による生命、身体又は手荷物の損害につい ては、補償金及び見舞金の支払いが行われない 旨について契約書面に明示したときは、当該日 は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

18、旅程保証

- (1)当社は、別表に掲げる契約内容の重要な変更 が生じた場合は、旅行代金に別表に定める率を 乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日か ら起算して30日以内に支払います。ただし、当 該変更がア、イ、ウ、エに該当する場合は、変 更補償金を支払いません
 - ア、契約内容の重要な変更が生じた原因が以 下によるものであることが明白な場合(ただ し、サービスの提供を行っているにもかかわ らず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他 諸設備の不足が発生したことによるものを 除きます。)
 - a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天 災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の 旅行サービスの提供中止
 - f. 遅延、運送スケジュール変更等の旅行サ ービス提供の中止
 - g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保の ための必要な措置
 - 第16項の規定に基づく当社の責任が明 らかであるとき。
 - ウ、第10項、第11項の規定に基づき旅行契約 が解除された場合の当該解除された部分に 係る変更であるとき。
 - 工、契約書面に記載した旅行サービスの提供 を受ける順序が変更になった場合で、旅行中 に当該旅行サービスの提供を受けることが できたとき。
- (2)本項 (1)の規定にかかわらず、当社が支払う べき変更補償金の額は、お客様おひとりに対し て 1 旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた 額を限度とします。また、お客様おひとりに対 して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の 額が 1000 円未満の場合は、変更補償金を支払 いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、 銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値 以上の物品又は旅行サービスの提供により補 償を行うことがあります。
- (4)当社が本項(1)の変更補償金を支払った後に、 第 16 項の規定に基づく当社の責任が発生する ことが明らかになった場合は、お客様は当該変 更に係る変更補償金を当社に返還していただ きます。この場合、当社は、当社が支払うべき 損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補 償金の額とを相殺した残金を支払います。

19、お客様の責任

- (1)お客様の故意もしくは過失により当社が損 害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償 しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、 契約書面に記載された旅行者の権利・義務その 他契約内容について理解するよう努めなけれ ばなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載さ れた旅行サービスについて、記載内容と異なる ものと認識したときは、旅行地において速やか に当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービ ス提供者にその旨を申し出なければなりませ

20、海外旅行情報

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」 等、国又は地域の渡航に関する情報が出されて いる場合があります。詳しくは次をご確認くだ さい

外務省 海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/ 外務省 海外安全登録「たびレジ」 http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireb/ 外務省 領事サービスセンター

0 3 - 3 5 8 0 - 3 3 1 1

21、旅券・査証

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどう かの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までに お客様の責任で行ってください。

22、その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現 地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸 費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費 用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、 忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のた めに要した諸費用が発生した場合は、お客様に 負担をしていただきます。
- (2)お客様の便宜を図るために、観光中・送迎中 にお土産物店等にご案内することがあります。 お店の選定には、万全を期しておりますが、購 入の際には、お客様ご自身の責任でご購入下さ い。当社では、商品の交換や返品等のお手伝い はいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受取りなどを 必ず行ってください。免税払戻しがある場合は、 ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意 いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身 の責任で行ってください。また、ワシントン条 約又は国内諸法令により日本への持ち込みが 禁止されている品物がありますので、ご購入に は十分注意してください。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいた しません。
- (4) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を 負う範囲は、出発(集合)してから、帰着(解散) するまでとなります。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定 書面でお知らせする連絡先にご連絡ください
- (6)病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費 等がかかることがあります。また、事故の場合 加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困 難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡後遺障害等を担保するため、お客様ご自 身で充分な額の旅行保険に加入されることをお 勧めします。旅行保険については当社の係員にお 問合せ下さい
- (7)本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社 の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定め るところによります

23、個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報 について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等 (海外の機関等も含む) の手配のために利用さ せていただくほか、必要な範囲内において当該 機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様のお名前、パ スポート番号および搭乗される航空便等に係る 個人情報を電子的方法等で海外・国内免税店等 の事業者に提供いたします。これらの個人情報 の提供についてお客様に同意いただくものとし ます。

【別表】

	変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約曹面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1, 5	3. 0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額 が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合 に限ります。)	1. 0	2. 0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行 終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便 の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
8	契約自面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観そ の他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0

- 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した 場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に
- 通知した場合をいいます。 確定自面が交付された場合には、「契約自面」とあるのを「確定自面」と読み替え た上で、この表を適用します。この場合において、契約自面の記載内容と確定自面 の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容 との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである
- 場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いもの への変更を伴う場合には適用しません。 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生
- じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

愛知県知事登録が行業 第2-1183 愛知バス株式会社 ABC 旅行センター 黒川営業所

〒462-0841 名古屋市北区黒川本通2-17 黒川ガスプラザ1階

総合旅行業務取扱管理者 堀 大輔 2022年4月1日